

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護・予防専門型通所サービス（共生型サービスを含む））

事業所の様式や申請書の欄頭に必ず記載し、添付書類が必須の場合は、当該変更にかかる期間中も併せて添付してください。
また、随時見直しを行います。最新のものはNAGOYAかいこネットをご確認ください。
△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '変更があった事項' (Items to be changed) and various categories of '事業所に関する変更' (Changes to the facility) and '加算' (Additional services). Rows include items like '変更届出書', '法人の登記事項証明書', '代表者一覧', '運営規程', etc., with checkboxes for each category.

★1) 施設長は、申請書類を提出する前に必ずご確認ください。
★2) 運営規程の従業員の数について、「10人以上」のように記載しており、そこから変更がない場合は、届ける必要はありません。
★3) 地域密着型通所介護、療養通所介護、予防専門型通所サービスは、規模区分変更の届出は必要ありません。
★4) 令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了
★5) 「入浴介助加算Ⅰ」から「入浴介助加算Ⅱ」に変更する等の場合（逆も同様）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」のみ提出してください。
★6) 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。休止・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。

注1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要があります。
注2) 共生型サービスの場合は、本体サービスの運営規程も添付してください。
注3) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区分変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。
注4) 定員減の場合は添付する必要はありません。
注5) 業務関係の変更も届出が必要です。
注6) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注7) 延長サービスに従事する職員のみ「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付してください。
注8) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）
注9) R7.3.31までは、感染症予防等の指針及び非常災害の具体的な計画の添付でも可。
注10) 中重度者ケア体制加算に係る届出書及びサービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、それぞれの加算に係る計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。
注11) 共生型サービスを休止または廃止する場合は添付してください。
注12) 介護職員処遇改善加算等算定していた事業所は、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善実績報告書について」をご確認の上、実績報告書等を併せて提出してください。
注13) NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。